令和　　年　　月　　日

白馬村立白馬南小学校長

保護者　様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止期間の基準が「解熱した後２日を経過するまで」から、**「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」**となりました。（解熱した後２日を経過しても、発症してから５日を経過しない場合には、出席することはできません）なお、発症日、解熱日は０日目になり、翌日が１日目になります。（裏面参照）

インフルエンザに感染した児童は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、**医療機関に記入してもらうものではありません。**

治　癒　報　告　書

学校長　様

年　　組　　児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ　A・B
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年　　月　　日
解熱日（平熱に下がった日）	年　　月　　日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年　　月　　日
医師より療養が必要とされた期間	年　　月　　日まで

○治癒の根拠　発症した後５日を経過かつ、解熱後２日を経過したことに間違いありません。

発症日 ０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目
／	／	／	／	／	／

解熱日 ０日目	１日目	２日目
／	／	／

※この欄に日にちを記入してください

令和　　年　　月　　日

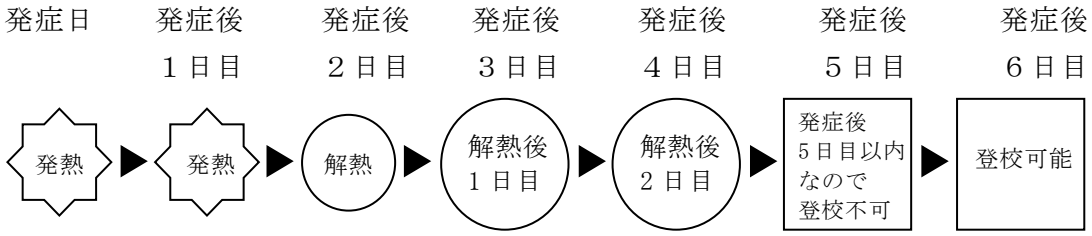
保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（裏面）

インフルエンザによる出席停止は、
「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」です。

＜日数の数え方＞
＊「発症日」は０日目で、翌日が１日目になります。
＊「解熱日」は０日目で、翌日が１日目になります。

例１　発症後２日目に解熱した場合



例２　発症後４日目に解熱した場合

